

山形県森林研究研修センターにおける研究費等の不正行為防止 に関する基本方針

平成 29 年 2 月 1 日

最高管理責任者

山形県森林研究研修センター所長

山形県森林研究研修センター（以下「センター」という。）における研究費等の運営・管理を適正に行い、不正な使用を防止することを目的としてこの方針を定める。

1 責任体系の明確化

研究費等の運営・管理を適正に行うため、センター内の各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、不正防止対策に関して機関内外に対し責任を持つ。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確にするとともに、不正行為防止対策に関する関係者の意識向上を図り、不正抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3 不正行為防止計画の策定・実施

不正行為を発生させる要因を把握し、具体的な不正行為防止計画を策定するとともに、実行性のある対策を継続して実施する。

4 研究費の適正な運営・管理

不正行為防止計画を踏まえ、適正な予算執行が行えるよう、実効性のあるチェックが働くシステムを設定する。

5 情報共有化の推進

研究費等の運営・管理のルール等の情報が理解・共有される体制を整備する。

6 モニタリングの実施

センター全体の視点から、実効性のあるモニタリング等を行う体制を整備・実施する。